

行政機関が行う政策評価における第三者委員会の役割

1. 開催の目的

(1) 平成14年4月より施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成12年法律第86号)においては、政策評価の在り方として、「行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(中略)を把握し、これを基礎として、(中略)自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。」(第3条第1項)と明記されている。

その際、

「その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、(中略)政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること」(法第3条第2項)等が明記され、その基本的考え方及びその方法については、各行政機関が定める基本計画において示すことが「政策評価に関する基本方針(平成13年12月28日閣議決定)」に定められている。(参考資料1参照)

(2) 政府の各行政機関においては、(1)の政府の基本方針に即し、それぞれが定める政策評価の基本計画に、必要に応じ具体的な委員会等を明示しつつ、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項が定められており、具体的には、その目的として、評価の客観性の確保、評価の質の向上等を図るその方法として、実施計画、政策目標、評価結果の策定に当たって、委員会、懇談会、有識者会議等を開催し、意見を聴取する又は助言を得る等の規定が設けられている。

(参考)

これまでに公表された10省庁(国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公正取引委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省)の実績評価結果を見ると、8省庁(法務省、厚生労働省を除く。)で第三者委員からの意見聴取を行っており、農林水産省以外では1~2回程度委員会が開催されている。その際委員より頂いた意見等については、

評価結果の一部として(金融庁、公正取引委員会、財務省、農林水産省、)

委員会等の議事録の要旨として(総務省、国家公安委員会・警察庁、文部科学省、環境省)

公表が行われている。(参考資料2参照)

(3) このような政府における政策評価の取組を踏まえ、農林水産省政策評価会は、農林水産省政策評価基本計画に基づき、

- ・ 政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図ること
- ・ 評価手法の向上を図ること

を目的として開催されている。(参考資料3参照)

2 農林水産省政策評価会と各局庁専門部会等との関係

(1) 農林水産省政策評価基本計画においては、農林水産省政策評価会を開催するとともに、各局庁における政策評価の適切な推進を図るとともに評価の質の向上を図るため、各局庁専門部会を開催することができる旨を規定している。

(2) 政策評価会と各局庁の専門部会との役割分担としては、

政策評価会において、農林水産政策全般にわたる政策評価を検討いただくため、実績評価、総合評価を対象とする一方、

各局庁の専門部会において、各局庁所管の補助事業等の事業評価を対象に、認定・決定基準の設定等について検討いただくこととしている。この場合、各局庁の専門部会（総合食料局、経営局、生産局、農村振興局、林野庁及び水産庁）は、専門委員6名程度を構成員として、1～3回程度開催しており、政策評価会の委員は、各局庁の専門部会へ参加することができることとなっている（参考資料4参照）。

(3) なお、個々の農業農村整備事業及び研究開発の事業評価については、従前よりそれぞれ食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会及び農林水産技術会議を活用しつつ評価を行っている（参考資料5参照）。

参照条文等

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 12 年 6 月法律第 86 号）（抄）

（政策評価の在り方）

第 3 条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 前項の規定に基づく評価（以下「政策評価」という。）は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行わなければならない。

一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること

二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

政策評価に関する基本方針（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）（抄）

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

法第 3 条第 2 項第 2 号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するためのものであることを踏まえ、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することを基本として行うものとする。政策の特性に応じた知見の活用の基本的考え方及びその方法については、基本計画において示すものとする。

各行政機関における政策評価に関する第三者委員会等の開催状況について

	内閣府	宮内庁	国家公安委員会・警察庁
各省庁が策定した「基本計画」における位置づけ	政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図る	政策評価の実施に当たって、次のような場合にあっては、必要に応じ学識経験者の活用を図るものとする <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の専門性や実践的な知見が必要な場合 ・ 政策評価の実施に当たり客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合 ・ 国民生活・社会経済への施策等のかかわりに関する実践的知識を活用する場合 	政策評価の実施に当たっては、政策の特性に応じて学識経験を有する者の高い識見、高度の専門的知識・能力等を活用するため、必要に応じて、学識経験者等により構成される研究会等の開催等により、その客観的かつ厳格な実施の確保に努める 特に、実施計画及び実施結果報告書等の策定に当たっては、警察庁政策評価研究会において、政策評価や警察行政に造詣の深い学識経験者等の意見を聴取し、その客観性の確保に努める
第三者委員会等の検討事項	-	-	政策評価の在り方、手法等に関する調査・研究、運営方針案及び実施結果報告案に関する意見の聴取等
第三者委員会等の名称	男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会、原子力安全委員会政策評価会議等既存の審議会等を活用	-	警察庁政策評価研究会（5名）
実績評価結果の公表の有無	-	-	13年実績評価結果を14年4月に公表
第三者委員会等の意見の取扱い等	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書とは別に、研究会議事要旨として意見等を公表 ・ 評価結果の検討回数は1回

	防衛庁	金融庁	総務省
各省庁が策定した「基本計画」における位置づけ	政策評価の実施に当たり、高度の専門性や実践的な知見が必要な場合や、客観性の確保及び多様な意見の反映が強く求められる場合にあつては、必要に応じて学識経験、民間等第三者等の活用に努めるものとする	実施計画の策定及び評価書の作成に当たっては、客観性等を確保し、評価の質を高めるため、学識経験者等の意見を取り入れることとする。 政策評価の実施に当たっては、評価対象となる政策の特性に応じて政策評価の実施に当たり高度の専門性や実践的な知見が必要な場合又は客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合には、必要に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする	実施計画、政策効果に着目した達成すべき目標、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況等について、学識経験者、実践的知見を有する者等第三者からの意見を聴取するなどその知見を活用する
第三者委員会等の検討事項	-	-	政策評価の導入の方策、手法に関する研究等
第三者委員会等の名称	既存の審議会（防衛人事審議会処遇問題部会）を活用	政策評価に関する有識者会議（7名）	総務省政策評価会（13名）
実績評価結果の公表の有無	-	・13年度政策の評価結果は14年12月に公表	13年度政策の評価結果は14年8月に公表
第三者委員会等の意見の取扱い等	-	・報告書に評価会意見等を記述するほか、会議の議事要旨として意見等を公表 ・評価結果の検討回数は1回	・報告書とは別に、会議の議事要旨として意見等を公表 ・評価結果の検討回数は2回

	法務省	外務省	財務省
各省庁が策定した「基本計画」における位置づけ	<p>次のような場合、学識経験を有する者の知見を活用するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の専門性や実践的な知見が必要な場合 ・ 政策評価の実施に当たり、より厳格な客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合 	<p>政策評価の実施に当たり、次の場合にあつては、必要に応じ学識経験者、民間の研究機関等の省外の評価者の活用を図るものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省内では得られない高度の専門性や実践的な知見が必要な場合 ・ より高度の客観性や国民各位各層の多様な意見の反映が求められる場合 	<p>毎年度の政策の目標、「政策評価の実施に関する計画」、「政策評価書」等の策定に当たっては、客観性を確保し、評価の質を高めるため、財務省の政策評価の在り方に関する懇談会等の意見を取り入れることとする</p>
第三者委員会等の検討事項	政策評価の実施計画、評価手法等についての意見聴取	-	政策評価の在り方・運営について幅広く意見を聴取
第三者委員会等の名称	政策評価懇談会（9名）	援助評価検討部会等既存の審議会等を活用	政策評価の在り方に関する懇談会（12名）
実績評価結果の公表の有無	13年度政策の評価結果を14年10月に公表	-	13年度政策の評価結果は14年6月に公表
第三者委員会等の意見の取扱い等	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 48枚の評価意見総括表に懇談会としての講評を記述 ・ 評価結果の検討回数は2回

	文部科学省	厚生労働省	農林水産省
各省庁が策定した「基本計画」における位置づけ	<p>政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等を構成員とする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、次に掲げる事項に関して助言を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画及び実施計画の策定及び改定 ・評価の結果及び評価結果の政策への反映 ・評価手法の調査研究 等 	<p>政策評価の実施に当たって高度の専門性や実践的な知見が必要な場合、客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合等にあっては、学識経験を有する者の知見の活用を積極的に図ることとする</p>	<p>評価の実施に関し、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法の向上を図るため、農林水産省政策評価会を開催するものとする</p>
第三者委員会等の検討事項	<p>実施要領等の策定・改定、評価結果、政策の企画立案への反映、評価手法の調査研究その他政策評価に関する助言</p>	-	<p>政策評価の実施手法の検討、評価の計画、実施の状況、政策への反映その他政策評価の推進上必要な事項の検討</p>
第三者委員会等の名称	<p>政策評価に関する有識者会議（25名）</p>	<p>設置準備中</p>	<p>農林水産省政策評価会（7名）</p>
実績評価結果の公表の有無	<p>13年度政策の評価結果を14年7月に公表</p>	<p>・13年度政策の評価結果は14年11月に公表</p>	<p>12年度政策の評価結果は13年7月に公表 13年度政策の評価結果は14年7月に公表</p>
第三者委員会等の意見の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書とは別に、会議の議事要旨として意見等を公表 ・評価結果の検討回数は1回 	-	<p>12年度政策の評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書に評価会意見等を記述するほか、委員意見とこれに対する対応表を公表 ・評価結果の検討回数は9回 <p>13年度政策の評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書に評価会意見等を記述（18頁） ・評価結果の検討回数は8回

	経済産業省	国土交通省	環境省
各省庁が策定した「基本計画」における位置づけ	政策評価を、広い視点から、可能な限り客観的なものとして実施し、多くの教訓を得て、次の政策に活かし、政策の質を上げていく観点から、省外の高い識見や知識を有する学識経験者の力を得て評価を実施するものとする。産業構造審議会、中小企業政策審議会、独立行政法人評価委員会の委員をはじめ、これらにとどまることなく、各政策分野に造詣の深い有識者の知見を得るものとする	政策評価の制度設定、運営等について中立的観点からの意見等を聴取することにより、その向上を図るため、第三者からなる国土交通省政策評価会を随時開催し、その知見を活用する	政策評価に多様な意見を反映するとともにその客観性及び厳格な実施を担保するため、評価の対象及び目的等特性に応じ、学識経験を有する第三者の評価への適切な活用を図るものとする 特に、事後評価の実施に当たっては、環境政策に関し幅広い知見を有する学識経験者等からなる政策評価委員会の助言を得るものとする
第三者委員会等の検討事項	-	政策評価の制度設計、評価書の決定等にあたり中立的観点からの意見等の聴取	評価に対する専門的な助言
第三者委員会等の名称	既存の審議会等を活用	国土交通省政策評価会（８名）	政策評価委員会（１１名）
実績評価結果の公表の有無	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12 年度政策の評価結果を 13 年 10 月に公表 ・ 13 年度政策の評価結果を 14 年 10 月に公表
第三者委員会等の意見の取扱い等	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書とは別に、委員会議事要旨として意見等を公表 ・ 評価結果の検討回数は 1 回

	公正取引委員会	公害等調整委員会
各省庁が策定した「基本計画」における位置づけ	<p>政策評価を行うに当たって、次のような場合にあつては、必要に応じ学識経験を有する者の活用を図るものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の専門性や実践的な知見が必要な場合 ・ 政策評価の実施に当たり客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合 ・ 国民生活・社会経済への施策等のかかわりに関する実践的知識を活用する場合 	<p>必要に応じて、政策評価の客観性かつ厳格な実施を確保するために、学識経験者の知見の活用を図るものとする</p>
第三者委員会等の検討事項	-	-
第三者委員会等の名称	有識者から個別に聴取	-
実績評価結果の公表の有無	・ 13 年度政策の評価結果は 14 年 10 月に公表	-
第三者委員会等の意見の取扱い等	実績評価書に学識経験者からの意見を記述	-

農林水産省政策評価基本計画（抄）
（平成14年3月29日農林水産大臣決定）

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- (1) 評価の実施に関し、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法の向上を図るため、農林水産省政策評価会を開催するものとする。
- (2) 農林水産省各局庁における政策評価の適切な推進を図るとともに評価の質の向上を図るため、各局庁専門部会を開催することができる。
- (3) 農林水産省各局庁及び地方農政局等は、評価の対象とする政策・事業の性質、評価方式等に応じて、政策評価会、各局庁専門部会又は次のような方法により、第三者等の活用を図ることができる。
- 学識経験者等からの意見聴取
 - 学識経験者等により構成される研究会等の開催
 - 外部研究機関等の活用
 - 審議会等の活用

(略)

第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 評価手法の改善等

- (1) (略)
- (2) 大臣官房企画評価課は、各局庁の政策評価担当課、政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議と連携して、次の点を中心に評価手法等の改善を検討し、可能なものについては逐次実施するものとする。
- 政策目的により合致した定量的目標の設定
 - 個々の政策手段ごとの効果の定量的な把握など、政策分野の特性により適した評価手法等の開発
 - 政府全体で行う政策評価との整合性の確保
 - 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価結果の妥当性の検証を含めた費用対効果分析等の事業評価に係る手法の改善
 - 研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間を経過したものについてそのもたらす波及効果を把握するなどによる研究開発の評価手法の改善
 - その際、農林水産政策研究所は、大臣官房企画評価課の監督の下、効率的・効果的な政策評価に資する評価手法の開発など政策評価に関する調査研究について、スケジュールを定め、積極的に取り組むものとする。
 - また、評価手法等の改善を検討するに当たっては、寄せられる国民の意見を踏まえるほか、農林水産省政策評価会を活用するなどにより行う。
- (3) (略)

政策評価に関する第三者評価会の構成について

平成 12 年 1 月 15 日 制定

平成 15 年 2 月 7 日 一部改正

新基本法農政推進本部決定

第 1 開催

政策評価の中立性、公正性及び透明性を確保し、評価結果の政策への反映を確保するとともに、政策評価に関する重要事項を検討するため、「農林水産省政策評価会」(以下「評価会」という。)を開催するものとする。

第 2 構成

- 1 評価会は、委員 7 名以内をもって開催する。
- 2 委員は、国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者以外の者をもって構成する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、1 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 評価会に、参考人を出席させることができる。

第 3 座長

- 1 評価会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、評価会を総理し、評価会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。

第 4 運営

- 1 評価会は、農林水産省政策評価基本計画(平成 14 年 3 月 29 日農林水産大臣決定)に基づいて農林水産省が行う政策評価の手法の検討、評価の計画、実施の状況、政策への反映その他政策評価の推進上必要な事項の検討を行うとともに、意見を述べることができる。
- 2 評価会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は公開とする。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表する。
 - (3) 会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームペ

ージ等により公表するものとする。

- 3 2にかかわらず、個人の権利、利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等評価会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

第5 専門部会

- 1 評価会に、農林水産省各局庁における政策評価の適切な推進を図るため、各局庁専門部会を開催する。

各局庁専門部会の開催は、新基本法農政推進本部長及び副本部長が必要と認めた場合に行い、その旨評価会に報告するものとする。

各局庁の長は、あらかじめ専門部会において検討を行う事項、日程等につき、新基本法農政推進本部長及び副本部長の了解を得るとともに、事前に、その検討に係る日程、案件、資料等を、評価会委員に送付しなければならないものとする。

評価会の委員は、各専門部会へ参加することができる。

専門部会の議事の状況等については、各局庁の長において取りまとめの上、評価会に報告するものとする。

各局庁の長は、事業の類似性その他の必要に応じ、共同して、専門部会の開催、運営を行うことができる。

- 2 専門部会は、専門委員6名以内をもって構成する。
- 3 専門委員は、国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者以外の者から、各局庁の長が委嘱する。
- 4 委員及び運営に関する規定は、別に定めるものとする。

第6 その他

- 1 評価会の事務局（庶務）は、大臣官房企画評価課において行う。

